

器具及び容器包装の規格試験の検査結果（令和4年度）

食器や調理器具、包装材などは、食品と直接接触して使用されることから、一部が剥離又は化学物質が溶出して食品が汚染される可能性があります。そのため食品に接触する器具及び容器包装については食品衛生法で規格が設定されており、この規格に適合している必要があります。

令和4年度に健康福祉局食品専門監視班及び各区福祉保健センターが市内で収去した合成樹脂製の容器包装等43検体について、器具及び容器包装の規格試験を行いました（表1）。

検査の結果、すべての検体が規格に適合していました。

表1 器具及び容器包装の規格試験の検体数と項目数（令和4年度）

材質	検体	検体数	検査項目数	検査項目									
				一般	材質試験			溶出試験					
				着色料	カドミウム	鉛	重金属	過マンガン酸カリウム消費量	フェノール	ホルムアルデヒド	アンチモン	ゲルマニウム	蒸発残留物
メラミン樹脂	ボウル	1	7	1	1	1	1		1	1			1
ポリエチレン樹脂	チャック付きポリ袋、まな板シート	5	30	5	5	5	5	5					5
ポリプロピレン樹脂	カップ、ストロー等	16	96	16	16	16	16	16					16
ポリエチレン及びポリプロピレン樹脂	まな板シート	2	12	2	2	2	2	2					2
ポリエチレンテレフタレート樹脂	カップ、惣菜容器等	19	152	19	19	19	19	19			19	19	19
合計		43	297	43	43	43	43	42	1	1	19	19	43

【規格について】

器具及び容器包装又はこれらの原材料は、許可された着色料以外が溶出しないように規定されています(原材料一般の規格)。また、材質・使用用途別に規格が設定されており、材質試験と溶出試験を実施して評価します。材質試験は検体中に含まれている化学物質、溶出試験は検体から溶け出す化学物質を測定します。参考に、今回検査した材質の規格を示しました(表2)。

表 2 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の一般及び材質別規格

種類	項目		規格
一般	着色料		食品衛生法施行規則別表第 1 掲載品目に掲げる着色料以外の化学的合成品たる着色料を含むものであってはならない。ただし、着色料が溶出または浸出して食品に混合するおそれがないように加工されている場合はこの限りではない。
メラミン樹脂	材質試験	カドミウム	100 μ g/g 以下
		鉛	100 μ g/g 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 μ g/mL 以下
		フェノール	5 μ g/mL 以下
		ホルムアルデヒド	陰性
	蒸発残留物	30 μ g/mL 以下	
ポリエチレン及びポリプロピレン樹脂*	材質試験	カドミウム	100 μ g/g 以下
		鉛	100 μ g/g 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 μ g/mL 以下
		過マンガン酸カリウム消費量	10 μ g/mL 以下
		蒸発残留物	30 μ g/mL 以下
ポリエチレンテレフタレート樹脂	材質試験	カドミウム	100 μ g/g 以下
		鉛	100 μ g/g 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 μ g/mL 以下
		過マンガン酸カリウム消費量	10 μ g/mL 以下
		アンチモン	0.05 μ g/mL 以下
		ゲルマニウム	0.1 μ g/mL 以下
	蒸発残留物	30 μ g/mL 以下	

* ポリエチレン単一の樹脂とポリプロピレン単一の樹脂も、同一の規格です。

【 理化学検査研究課 食品添加物担当 】